治水対策については、基本方針において、河川整備の長期的な方針として、子吉川の基準地点である二十六木橋における、年超過確率１／100規模の洪水時に想定される最大の流量である基本高水のピーク流量を3,100㎥／ｓと想定し、本体事業を含むダム等の洪水調節施設により800㎥／ｓを調節することで、河道へ配分する流量を2,300㎥／ｓまで抑えることとしている。これを受けて、整備計画においては、策定時点から概ね30年間の河川整備として、戦後最大規模の流量を記録した昭和22年７月の洪水と同規模の洪水を安全に流下させるため、基準地点である二十六木橋における河道の目標流量を2,000㎥／ｓまで抑えることとしている。加えて、基本計画では、基本方針及び整備計画を踏まえ、本体事業の建設地点における洪水時に想定される計画高水流量780㎥／ｓのうち、700㎥／ｓをダムに貯留することにより調節することとしている。

利水対策については、整備計画において、渇水時を含む農業用水の安定的な確保など、流水の正常な機能の維持に必要な流量として、基準地点である宮内において11.0㎥／ｓを確保するとともに、新たな水道用水として、由利本荘市に最大20,670㎥／日を供給することとしている。

本件事業は、上記の治水対策及び利水対策を実施するため、洪水被害の軽減（21,000,000㎥）、流水の正常な機能の維持（17,800,000㎥）及び新たな水道用水の確保（200,000㎥）を目的とする有効貯水容量39,000,000㎥の多目的ダムを子吉川に建設するものである。

本件事業の完成により、子吉川水系における他の洪水調節施設及び河川改修と相まって、整備計画に定める戦後最大規模の流量を記録した洪水と同規模の洪水に対応することが可能になり、本流域の洪水による被害を軽減し、流域内住民の生命及び財産の保全に寄与することが認められる。また、整備計画に定める必要な流量の確保が可能になり、農業用水等の安定的な確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本件事業については、起業者が環境影響評価法（平成９年法律第81号）に基づく環境影響評価を実施している。

上記の結果によると、本件事業が生活環境に与える影響については、大気質、騒音及び振動の各項目を満足するとされている。

また、本件事業が自然環境に与える影響については、本件事業の起業地及びその周辺の土地において、学術上又は希少性等の観点から重要な動植物が下記のとおり確認されている。

動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるクマタカ等及び環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているコミズスマシ等その他これらの分類に該当しない種が確認されている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているノダイオウ等及び準絶滅危惧として掲載されているタヌキモ等その他これらの分類に該当しない種が確認されている。

上記の動植物については、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから、本件事業が重要な動植物に与える影響はない若しくは極めて小さい又は環境保全措置の実施により影響が回避若しくは低減されると評価されている。

主な環境保全措置として、クマタカについては、生息環境の一部が改変されることから、繁殖活動時期の工事の一時中断、低騒音型・低振動型建設機械の採用、低騒音・低振動工法の採用、営巣地付近への立入制限並びに車両、服装の色及び材質への配慮を行うこととしている。コミズスマシについては、生息環境の一部が改変されることから、湿地等の新設又は個体の移設を行うこととしている。ノダイオウ及びタヌキモについては、生育環境の一部が改変されることから、生育適地への移植を行うこととしている。なお、環境省レッドリスト等の更新によって新たな種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導・助言を受け、環境保全措置を講ずることとしている。

さらに、本件事業の起業地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が７か所存在するが、このうち２か所については既に発掘調査が完了しており、記録保存を含む適切な措置が講じられている。起業者は、今後、残る５か所についても秋田県教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業のうち、本体事業の構造形式等については、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の計画位置については、５案による比較検討が行われている。申請案と他の４案とを比較すると、水没範囲は主に水田・畑であり、自然環境への影響は小さいこと、河床部の掘削量が少なく、施工性に優れること及び谷幅が狭くなる地点に位置するため堤体積が小さく、事業費を低く抑えられることから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う関連事業の構造形式等及び計画位置については、適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、本流域では度々洪水による家屋の浸水等の被害が発生しているほか、渇水による農業用水の取水停止等の影響が生じている。

本件事業の完成により、本流域における洪水による被害を軽減し、流域住民の生命及び財産の保全に寄与するほか、農業用水等の安定的な確保に寄与することから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、由利本荘市長を会長とする子吉川治水期成同盟会等より、上記の理由から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

３⑶で述べたように、本件事業の事業計画については、合理的であると認められることから、本件事業の起業地の範囲は、公益性を発揮するために必要かつ最小限の範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられており、使用の範囲は、それ以外の範囲とされている。

したがって、本件事業の起業地の範囲及び収用又は使用の別については、合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　秋田県由利本荘市役所

第６　収用又は使用の手続が保留される起業地

秋田県由利本荘市鳥海町百宅字奥山、字天配、字翁畑、字清水沢、字境堂、字舘ノ下、字杉峠、字倉ノ下、字岩ノ下、字繋沢、字清水尻、字田中沢、字山ノ沢、字中村、字山花、字大亦、字前沢山、字野添、字楢実沢、字梵天平、字下向、字高野台、字遠上山、字遠上、字中田代、字中田代山国有林及び字手代沢国有林地内